

津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付要綱を次のように定める。

津山市長 宮 地 昭 範

津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、若者の定住促進及び地域を支える優秀な人材の確保を図るため、本市に定住し、奨学金の返還を行う津山圏域の事業所に就職する大学等の卒業者に対し、予算の範囲内において、津山市若者定住促進奨学金返還金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和42年津山市規則第13号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校又は学校以外の教育施設のうち次に掲げるもののほか、市長が適当と認めるものをいう。
 - ア 大学（専攻科、大学院の修士課程、専門職大学院及び短期大学を含み、通信による教育を行う学部及び研究科、別科並びに大学院の博士課程を除く。）
 - イ 高等専門学校（専攻科を含む。）
 - ウ 専修学校（専門課程に限る。）
- (2) 津山圏域 津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、同郡奈義町、久米郡久米南町及び同郡美咲町の1市5町の区域をいう。
- (3) 津山圏域の事業所 津山圏域に存する事業所（個人事業主の事業所を含む。）又は津山圏域に本社が存する事業所の支店等のうち市長が適当と認めるものをいう。
- (4) 常用雇用者 期間の定めのない労働者若しくは1年以上継続して雇用される労働者であって、かつ、雇用保険被保険者（一般被保険者に限る。）であるもの又は期間の定めなく自営業を営んでいる事業主若しくはその従業員（期間の定めのない労働者又は1年以上継続して雇用される労働者を除く。）をいう。
- (5) 定住 本市の住民基本台帳に記録され（外国人住民にあっては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。）、かつ、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
- (6) 市税等 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、第8条第2項の規定により交付対象候補者とし

て認定された者（以下「認定交付対象候補者」という。）のうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 大学等を卒業した翌月から通算して3年以上本市に定住し、かつ、津山圏域の事業所において通算3年以上常用雇用者として就業していること。ただし、本市に定住し、かつ、津山圏域の事業所において常用雇用者として就業した後、事業主の都合によって津山圏域の事業所以外の事業所に転勤することとなった者については、この限りでない。
- (2) 大学等を卒業した年の翌年の4月30日までに常用雇用者として就業していること。
- (3) 次条第1項各号に規定する奨学金の返還金の月額 36 箇月（本市に定住し、かつ、津山圏域の事業所において常用雇用者として就業した後、事業主の都合によって津山圏域の事業所以外の事業所に転勤することとなった者については、奨学金の返還の開始月から津山圏域の事業所以外の事業所への転勤日の属する月までの期間の月数）相当分の支払を完了していること。
- (4) 補助金の交付を申請する前年の収入が、 130 万円を超えていること。
- (5) 補助金の交付を申請する日における年齢が、満 30 歳未満であること。
- (6) 市税等の滞納がないこと。
- (7) 公務員でないこと。
- (8) 津山市暴力団排除条例（平成 23 年津山市条例第 21 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる奨学金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、その額に $1,000$ 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構（以下この条において「支援機構」という。）の第1種奨学金、磯野計記念奨学基金条例（昭和 28 年津山市条例第 29 号）第4条第1項に規定する奨学金（様式第1号において「磯野計記念奨学金」という。）又は津山市奨学基金条例（平成 23 年津山市条例第 38 号）第7条に規定する奨学金（以下「津山市奨学金」という。）奨学金の貸与者が定める返還金の月額（支援機構の第1種奨学金については月賦で返還する場合の割賦金の額、津山市奨学金であって、津山市奨学基金条例第8条第1号の規定による返還の免除を受けるものにあつては当該免除後の月額）を合計した額（当該額が 2 万円を超えるときは、 2 万円）に 36 を乗じた額
 - (2) 支援機構の第2種奨学金 月賦で返還する場合の割賦金の額（当該額が 2 万円を超えるときは、 2 万円）に 24 を乗じた額
- 2 認定交付対象候補者が、事業主の都合によって就業してから3年（就業してから転勤までの期間内に奨学金の返還の据置期間又は猶予期間がある者にあつては、3年に当該就業してから転勤までの期間内の据置期間又は猶予期間を加えた期間）未満の期間内に津山圏域の事業所以外の事業所に転勤することとなった場合の補助金の額は、前項の規

定にかかわらず、同項第1号中「36」とあるのは、「大学等を卒業した翌月から通算して本市に定住している期間を限度として、津山圏域の事業所において就業した月（奨学金の返還の開始月が当該就業した月より後である場合にあっては、奨学金の返還の開始月）から津山圏域の事業所以外の事業所への転勤日の属する月までの期間の月数」と、同項第2号中「24」とあるのは、「大学等を卒業した翌月から通算して本市に定住している期間を限度として、津山圏域の事業所において就業した月（奨学金の返還の開始月が当該就業した月より後である場合にあっては、奨学金の返還の開始月）から津山圏域の事業所以外の事業所への転勤日の属する月までの期間の月数（当該月数が24を超えるときは、24）」とする。この場合において、当該認定交付対象候補者は、第9条に規定する認定内容の変更の届出を行わなければならない。

- 3 前項の規定の適用を受ける者が、同項の規定による額の補助金の交付を受けた後、第3条第1号本文に掲げる要件を満たしたときは、市長が別に定めるところにより第1項の規定の適用を受けた場合の補助金の額と現に交付を受けた補助金の額との差額の交付を申請することができる。

（奨学金返還予定者の登録）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大学等の卒業予定日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前年度の4月1日から当該卒業予定日の属する年度の末日までの間に、市長が別に定めるところにより、補助金の交付の対象となる奨学金の返還予定者（以下「奨学金返還予定者」という。）として市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録（以下「奨学金返還予定者の登録」という。）を受けることができる者は、第4条第1項各号に掲げる奨学金の貸与を受けている者又は受けていた者であって、大学等を卒業後、本市に定住し、かつ、津山圏域の事業所に就職する意思のある者とする。

（卒業予定日の変更の届出）

第6条 奨学金返還予定者の登録を受けた者は、その登録を受けた卒業予定日に変更を生じる事由が発生した場合（退学の場合を含む。）は、市長が別に定めるところにより卒業予定日の変更の届出をしなければならない。当該変更後の卒業予定日に変更を生じた場合も同様とする。

（奨学金返還予定者の登録の取消し）

第7条 市長は、奨学金返還予定者が次の各号に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、その者の奨学金返還予定者の登録を取り消すものとする。

- (1) 当該奨学金返還予定者が第3条第1号又は第5号の要件を欠くことが明らかとなった場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が奨学金返還予定者としてふさわしくないと認めた場合

（交付対象候補者の認定）

第8条 奨学金返還予定者の登録を受けた者（前条の規定によりその登録を取り消された者を除く。）は、津山圏域の事業所に常用雇用者として就業した日から起算して1年以内

に、津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付対象候補者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請することができる。

- (1) 在職証明書（様式第2号）（給与等の支払者が複数ある場合は、その全ての支払者による在職証明書）又は自営業等従事申立書（様式第3条）
- (2) 住民票の写し
- (3) 大学等の卒業証明書
- (4) 奨学金の貸与証明書又はこれに準ずるもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して、補助金の交付の対象となる候補者の認定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 市長は、認定交付対象候補者が、第3条各号に規定するいずれかの要件を欠くと認めるときは、前項の認定を取り消すものとする。

（認定交付対象候補者の認定内容の変更）

第9条 認定交付対象候補者は、前条第2項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付対象候補者の認定内容の変更届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする認定交付対象候補者は、第3条各号に規定する要件を満たしたときは、速やかに津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 在職証明書（様式第2号）（個人事業主にあつては、直近の3年間の確定申告書又は住民税申告書の写し）
- (2) 住民票の写し（申請日から1箇月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの及び奨学金の返還明細書
- (4) 市税等の完納証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定による通知を受けた日から30日以内に津山市若者定住促進奨学金返還金補助金請求書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（交付決定等の取消し等）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付する者としてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金を既に交付しているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、当該返還命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(失効等)

2 この告示は、平成38年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。ただし、失効日前にこの告示の規定により補助金の交付決定又は交付を受けた者については、この告示は、失効日以後も、なおその効力を有する。

年 月 日

津山市長 殿

申請者 現住所
ふりがな
氏名
電話番号

印

津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付対象候補者認定申請書

津山市若者定住促進奨学金返還金補助金の交付対象候補者の認定を受けたいので、津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 現在の勤務地について	企業等の名称	
	本社所在地	
	勤務先の事業所名	
	上記事業所の所在地	
2 卒業した大学等について	大学等の名称	
	卒業年月	(和暦) 年 月
3 貸与を受けていた奨学金について	奨学金の名称など (右欄のうち該当するものの□に✓を記入してください。)	<input type="checkbox"/> 日本学生支援機構第1種奨学金 <input type="checkbox"/> 日本学生支援機構第2種奨学金 <input type="checkbox"/> 磯野計記念奨学金 <input type="checkbox"/> 津山市奨学金
4 添付書類	(1) 在職証明書(様式第2号)(給与等の支払者が複数ある場合は、全ての支払者による在職証明書) (2) 住民票の写し (3) 大学等の卒業証明書 (4) 奨学金の貸与証明書又はこれに準ずるもの (5) その他()	

様式第2号（第8条・第10条関係）

在 職 証 明 書

氏 名	ふりがな			性別	男・女

生 年 月 日	年 月 日				
現 住 所	〒 ー				
就 職 又 は 就 業 年 月 日	年 月 日				
所 属 部 署 (勤 務 場 所) 及 び 勤 務 期 間			年 月 日 から		
			年 月 日 まで		
			年 月 日 から		
		年 月 日 まで			

上記の者は当社の常用雇用者（注）で（あること・あったこと）を証明します。

年 月 日

事業所（給与等の支払者）

所 在 地

名 称

代 表 者

Ⓜ

電 話 番 号

記入担当者 所属部署

役職・氏名

（注）常用雇用者とは、期間の定めのない労働者又は1年以上継続して雇用される労働者であって、かつ、雇用保険被保険者（一般被保険者に限る。）であるものをいう。

様式第3号（第8条関係）

自営業等従事申立書

事業所の所在地						
事業内容 (農業以外の自営業の場合は事業内容及び営業時間を，農業の場合は作物の種類，作付面積等を，畜産等の場合は種類，頭数等を記入してください。)						
事業従事者状況	家族事業者 氏名（事業主も記入）	続柄	1箇月 当たりの就労 日数	1日当 たりの 平均就 労時間	給与支払の有無 (有の場合は給 与月額を記入)	業務内容
			日	時間	有（ 円） 無	
			日	時間	有（ 円） 無	
			日	時間	有（ 円） 無	
			日	時間	有（ 円） 無	
			日	時間	有（ 円） 無	
家族以外の従事者			有（ 人 ） ・ 無			
申告者氏名				申告種別	青色 ・ 白色	
<p>上記のとおり相違ないことを申し立てます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 申立者氏名 電 話</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p>						

年 月 日

津山市長 殿

申請者 現住所

ふりがな

氏名

印

電話番号

津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付対象候補者の認定内容の変更届

津山市若者定住促進奨学金返還金補助金の交付対象候補者として認定を受けましたが、次のとおり認定を受けた内容に変更がありましたので、津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付要綱第9条の規定により届け出ます。

認定を受けた内容に変更のあった項目及びその内容

認定を受けた内容に変更のあった項目（該当するものに✓を記入してください。）	
<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 勤務地 <input type="checkbox"/> 卒業した大学等 <input type="checkbox"/> 貸与を受けている奨学金	
変更前の内容	変更後の内容

※添付書類 変更後の内容を証する書類

年 月 日

津山市長 殿

申請者 現住所
ふりがな
氏 名 ⑩
電話番号
生年月日 年 月 日生（満 歳）

津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付申請書

津山市若者定住促進奨学金返還金補助金の交付を受けたいので、津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付申請額 円
2 津山圏域での就労状況

現在の勤務地 について	企業等の名称	
	本社所在地	
	勤務先の事業所名	
	上記事業所の所在	

3 添付書類

- (1) 在職証明書（様式第2号）又は直近の3年間の確定申告書又は住民税申告書の写し（個人事業主の場合）
(2) 住民票の写し（申請日から1箇月以内に交付されたものに限る。）
(3) 奨学金の返還証明書又はこれに準ずるもの及び奨学金の返還明細書
(4) 市税等の完納証明書
(5) その他（ ）

年 月 日

津山市長 殿

請求者住所
(交付決定者)氏名 ⑨
電話番号

津山市若者定住促進奨学金返還金補助金請求書

年 月 日付け津山市指令 第 号で交付決定を受けた津山市若者定住促進奨学金返還金補助金について、津山市若者定住促進奨学金返還金補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農協 金庫・組合		本店・支店 出張所
預金種別	普通 その他()	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は、必ず請求者本人であること。